

○磯城郡水道企業団契約規程

令和4年4月1日
企業管理規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、法令に定めがあるものを除くほか、契約事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札の公告の方法)

第2条 磯城郡水道企業団企業長（以下「企業長」という。）は、一般競争入札をしようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定による公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日まで短縮することができる。

2 前項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(一般競争入札の参加者の資格)

第3条 令第167条の4第2項各号の一に該当する者は、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 令第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負の契約 引き続き2年以上その営業に従事していること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける工事 同法第3条第1項の規定に基づき建設業の許可を受けて2年以上を経過した者で、同法第28条第3項の規定により営業停止期間中でないものであること。ただし、企業長が認めた者は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本金の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めるものとする。

4 前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期又は随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査するものとする。

（一般競争入札の入札保証金）

第4条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の15の規定による入札保証金は、入札金額（再入札の場合にあつては最初の入札の入札金額）の100分の5に相当する額以上とし、現金をもって納付させなければならない。

2 企業長が前項の入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債及び地方債のほか、次に掲げるものとする。

(1) 金融債及び公社債

(2) 企業長が確実と認める社債

(3) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(4) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関に対する定期預金債券

3 前項第4号の定期預金債券を第1項の入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債券に質権を設定させ、当該債券に係る証書及び当該債務者である銀行又は企業長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

（担保の価値）

第5条 前条第2項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 国債及び地方債 債券金額（ただし、割引の方法により発行した国債及び地方債であって入札保証金に充用する日から5年以内に償還期限の到来しないものにあつては、その発行価額）
- (2) 金融債、公社債及び企業長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額
- (3) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権に係る証書に記載された債権金額
(一般競争入札の入札保証金の免除)

第6条 第4条第1項の入札保証金は、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間で企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に磯城郡水道企業団（以下「企業団」という。）、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(小切手の現金化等)

第7条 第4条第2項の規定により同条第1項の入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供させた場合において、契約の締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、それを取り立て、当該取立てに係る現金を保管し、又は当該小切手に代わる同項の入札保証金の納付若しくは同項の入札保証金の納付に代わる担保の提供を求めなければならない。

(一般競争入札の予定価格の決定等)

第8条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面

(以下「予定価格調書」という。)を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。ただし、当該予定価格を事前に公表する場合には、この限りでない。

2 前項の予定価格は、その一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約に係る入札の場合においては、その単価について予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価額、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して適正に定めなければならない。

(一般競争入札の最低制限価格)

第9条 企業長は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、その内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、前条第3項の規定に準じ最低制限価格を設けることができる。

2 前項の場合においては、前条第1項の予定価格調書にあわせて記載しなければならない。

(一般競争入札の再度公告入札)

第10条 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号及び第9号の規定により随意契約をする場合を除き、一般競争入札に付し入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しない場合においては、更に一般競争入札に付するものとする。この場合において、第2条の公告期間を短縮することができる。

(一般競争入札の方法)

第11条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書(様式第1号)を作成し、封書にして所定の日時までに所定の場所に提出しなければならない。

2 入札執行上特に必要があると認めるときは、書留郵便の方法により入札をさせることができる。この場合において、当該封筒の表面に「入札書」と朱書きしなければならない。

(代理入札)

第12条 代理人をもって入札をする場合は、入札前に委任状を企業長に提出しなければならない。

(入札金額)

第13条 入札書に記載すべき金額は、特に単価を示すべきことを指示した場合のほか、すべて総計金額とする。

(一般競争入札の無効)

第14条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 指定の日時までに提出しなかった入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札者がなした2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、企業長の定める入札条件に違反した入札

(一般競争入札において最低価額の入札者以外の者を落札者とする手続)

第15条 令第167条の10第1項の規定により落札者を定めようとするときは、企業長は、あらかじめ当該入札に付した工事又は製造につき専門的知識を有する職員の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により落札者を定めたときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかったものに、その旨通知しなければならない。

3 令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けようとするときは、開札を行う前にその旨を入札者に告知しなければならない。

(再度入札)

第16条 令第167条の8第4項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により行う再度入札には、初度の入札に参加した者のうち第14条各号に掲げる無効の入札をした者又は最低制限価格が付されている入札について最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者は、これに参加することができない。

(一般競争入札の執行の取消し等)

第17条 企業長は、一般競争入札を行うにあたり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき、又は天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を取り消し、又は延期することができる。

(一般競争入札の開札記録等)

第18条 一般競争入札の開札をしたときは、その経過、結果等を開札録(様式第2号)に記録しておかなければならない。

2 令第167条の9又は令第167条の10第1項の規定を適用した場合にあっては、開札録にその旨を記録しておかなければならない。

(一般競争入札の入札保証金の還付等)

第19条 第4条第1項の入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下「入札保証金」という。)は、落札者の決定後直ちに還付しなければならない。ただし、落札者に係る入札保証金は、契約の締結後に還付する。

2 落札者は、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

(入札に係る損害賠償)

第20条 落札者が契約を締結しない場合には、納付した入札保証金は、企業団に帰属するものとする。

2 前項の場合において、当該落札者は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、入札金額の100分の5に相当する額(落札者が入札保証金の一部を納付しているときは、その額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

第21条 第3条の規定は、指名競争入札に参加する者の資格についてこれを準用する。

2 企業長は、前項に定めるもののほか、令第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他企業長の定める契約についてあらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第3条に規定する事項を要件とする資格を定めるものとする。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第22条 企業長は、令第167条の12第1項の規定により当該入札に参加させようとする者を指名するときは、3名以上の者を指名しなければならない。

2 令第167条の12第2項の規定による通知は、第2条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項についてしなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第4条から第20条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第6条中「第167条の5」とあるのは、「第167条の11」と読み替えるものとする。

(随意契約限度額)

第24条 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の限度額は、次の表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

契約の種類	限度額
1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(随意契約の手続)

第25条 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号に規定する管理規程で定める手続は、次に定めるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

2 前項各号に規定する手続に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(随意契約の見積書の徴取)

第26条 地方公営企業法施行令第21条の14の規定により随意契約によろうとするときは、第8条の規定に準じ予定価格を定め、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、見積書の提出を省略することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体と直接契約をしようとするとき。
- (2) 官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がないとき。

(3) 急施を要して、特に企業長において見積書を徴する必要がないと認めるとき。

(4) 不動産、有価証券等の売買その他契約の性質上見積書を徴することが不適當と認められるとき。

(せり売り)

第27条 企業長は、特に必要があるときは、一般競争入札に関する規定に準じてせり売りに付することができる。

(契約書の作成等)

第28条 落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から5日以内（企業長が特別の理由により必要があると認めるときは、企業長の指定する日まで）に企業長とともに契約書を作成し、これに記名押印しなければならない。

2 落札者は、正当の理由がないのに前項の期間内に契約書に記名押印しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

3 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、この限りでない。

(1) 契約の目的

(2) 契約の金額

(3) 契約の履行期限又は期間

(4) 契約保証金に関する事項

(5) 契約履行の場所

(6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

(7) 監督及び検査に関する事項

(8) 履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項

(9) 権利、義務の譲渡等の禁止

(10) 危険負担に関する事項

(11) 契約の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合の責任に関する事項

(12) 契約に関する紛争の解決方法

(13) 契約の変更及び解除に関する事項

(14) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 建設業法第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の請負契約に係る契約書は、前項の規定によるもののほか、同法第19条の規定によらなければならない。

（契約書の省略）

第29条 次の各号の一に該当するときは、前条第1項の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が第24条の表に掲げる契約の種類に応じ当該表に定める額以下であるとき。

(2) せり売りに付するとき。

(3) 物品売渡の場合において買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、随意契約で企業長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約者は、当該契約が次の各号に掲げる契約であるときは、それぞれ当該各号に定める請書を提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる契約については、企業長が必要があると認めるものに限る。

(1) 建設工事の請負契約 建設工事請書（様式第3号）

(2) 前号に掲げる契約以外の契約 前条第3項の規定に準じて必要な事項を記載した請書

（契約保証金）

第30条 地方公営企業法施行令第21条の15に規定する契約保証金は、その契約金額の100分の10に相当する額以上とし、現金をもって納付させなければならない。

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 第4条第2項に掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

3 保証事業会社の保証を第1項の契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

4 第4条第3項、第5条及び第7条の規定は、第1項の契約保証金の納付について準用する。

（契約保証金の免除）

第31条 前条の契約保証金は、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約者が保険会社との間で企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に企業団、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者がその契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 第29条第1項の規定に該当して契約書の作成を省略することができる契約で契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（契約保証金の還付）

第32条 第30条第1項の契約保証金（その納付にかえて提供された担保を含む。以下「契約保証金」という。）は、契約の履行後これを還付する。ただし、企業

長は、契約の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合の責任を負わなくなるまでその全部又は一部を留保することができる。

2 財産の売払いに係る契約において納付した契約保証金は、前項の規定にかかわらず、契約者からの申出により売払代金に充当することができる。

(延期願)

第33条 契約者は、天災その他やむを得ない理由により当該契約の履行期限内に契約を履行し難い場合には、契約期限の延期願（様式第4号）により企業長の承認を受けなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第34条 契約者は、契約の締結によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ企業長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 契約の目的物又は支給した材料若しくは検査済の材料を第三者に売り払い、貸し付け、又は抵当権その他の担保の目的に供する場合においても前項と同様とする。

(遅延利息)

第35条 契約者は、その責に帰すべき事由により履行期限内に当該契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について年10.75パーセントの割合を乗じて算定して得た額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の遅延利息について企業長が必要と認めるときは、減免することができる。

(契約に係る損害賠償)

第36条 企業長が第41条第1項の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、企業団に帰属する。

2 前項の場合において契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約者が契約保証金の一部を納付しているときは、その額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければならない。

(監督員の職務)

第37条 企業長から監督を命ぜられた者（以下「監督員」という。）は、当該請負契約の履行について、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、工事の施工に立ち会い、工程の管理、履行途中における工事等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。

2 監督員は、監督の実施に当たって、契約者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督の実施によって特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

3 監督員は、監督の実施状況について企業長に報告しなければならない。
（検査員の職務）

第38条 企業長から検査を命ぜられた者（以下「検査員」という。）は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、原則として監督員及び請負人等の立会いの上、検査を行わなければならない。

2 検査員は、完成した工事に関し特に必要があるときは、破壊、分解又は試験をして検査することができる。

3 検査員は、検査の結果、その工事の施工等が当該契約の内容に適合すると認めるときは、速やかに企業長に報告しなければならない。

（部分払）

第39条 契約の履行完了前に契約金額の一部を支払う必要があるときは、請負契約についてはその出来形部分に対する請負金額相当額の10分の9以内、それ以外の契約については既納部分の価額を超えない限度においてこれを支払うことができる。

（契約内容の変更）

第40条 契約の締結後において、技術、予算その他やむを得ない理由により必要があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更することができる。

2 工事の請負契約で設計変更に基づき契約金額を変更するときは、当該工事の変更設計工費に変更前の契約金額を変更前の設計工費で除して得た数を乗じて算出しなければならない。

3 契約内容の変更協議がととのったときは、第28条又は第29条第2項の規定により遅滞なく工事変更請負契約書（様式第5号）を作成しなければならない。

（契約の解除）

第41条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約者が正当の理由がないのに契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 契約者がその責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- (4) 契約者が正当の理由がないのに検査、監督等の関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 資格を制限した場合において、無資格であることが判明したとき。
- (6) 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 企業長は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終わらない間において特に必要があるときは、契約を解除することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第11条関係）

		入 札 書									
		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
金											円

た だ し

工 事 名

（工事以外の場合は、業務委託名、物品名、土地買受代金等とする）

工 事 場 所

地内

入札保証金

た だ し

現 金

円

代 用 証 券

円

内訳別紙のとおり

上記の通り磯城郡水道企業団契約規程を承知の上入札します。

年 月 日

殿

入札者 住 所

氏 名

㊞

様式第2号（第18条関係）

開 札 録

1	日時及び場所	年	月	日	午	前後	時	分
2	工事番号	第 _____ 号						
3	工事名	_____						
4	工事場所	_____ 地内						
5	入札の種類	一般競争			指名競争			
6	設計金額	_____			円			
7	予定価格	_____			円			
8	最低制限価格	_____			円			
9	入札書比較価格	_____			円			
10	最低制限比較価格	_____			円			
11	落札の有無	有			無			
12	落札者の氏名	_____						
13	落札金額	_____			円			
	うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額	_____			円			

第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	入 札 者 氏 名

開札事務従事者職氏名

_____ (印) _____ (印)
 _____ (印) _____ (印)

様式第3号（第29条関係）

建設工事請書

- | | | | | | |
|----|------------------------|--|---|---|---------------|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 番 号 | 第 | | 号 | |
| 3 | 工 事 場 所 | | | | 地内 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 竣 工 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 工 事 内 容 | 別紙仕様書及び図面のとおり | | | |
| 6 | 請 負 金 額 | 金 | | 円 | |
| | | うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 | | | 円 |
| 7 | 契 約 保 証 金 | 金 | | 円 | |
| | | ただし | | | |
| | 現 金 | 金 | | 円 | |
| | 代用証券 | 金 | | 円 | （内訳別紙明細書のとおり） |
| 8 | 工 事 の 施 工 | 別紙仕様書及び図面にに基づき施工する。 | | | |
| 9 | 権 利 義 務 の 譲 渡 | 磯城郡水道企業団契約規程第34条に規定による。 | | | |
| 10 | 下 請 負 の 禁 止 | 企業長の承認を受けなければ契約に係る工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わすことができない。 | | | |
| 11 | 検 査 及 び 引 渡 し | 工事が完成したときは、企業長に竣工届を提出して検査を受け、検査に合格したときは、目的物を引き渡すものとする。 | | | |
| 12 | 遅 延 利 息
及 び 損 害 賠 償 | 磯城郡水道企業団契約規程第35条及び第36条の規定による。 | | | |
| 13 | 契 約 の 解 除 | 磯城郡水道企業団契約規程第41条の規定による。 | | | |
| 14 | そ の 他 | 本書に定めのない事項については双方協議の上定めるものとする。 | | | |

上記により建設工事を施工することをお請けします。

年 月 日
殿

請負者 住 所
氏 名



様式第4号（第33条関係）

契 約 期 限 の 延 期 願

1 工 事 名 (物件等のときは、「契約の内容」とし、品名・数量等を記入する)

2 契 約 金 額

3 履 行 期 限

4 希 望 期 限

5 履行期限の延長理由

上記のとおり契約期限の延期を承認願いたく申請します。

年 月 日

殿

契約者 住 所

氏 名

印

様式第5号（第40条関係）

工 事 変 更 請 負 契 約 書

年 月 日付け契約の

工事を別添の設計書に基づき、

次のとおり変更する。

- 1 請負金額増加（減少）額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額
金 円
（請負者が課税業者である場合に限り、記入すること。）

- 2 竣工期日 年 月 日を
年 月 日と改める。

- 3 前記事項の外すべて 年 月 日付け契約書の条件を変更しない。

この変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

注 文 者

請 負 者 住 所

氏 名